

可燃ごみ処理施設長期包括運營業務委託 公募説明書等に関する質疑回答書

令和5年2月10日

No.	資料名	頁など	質 問 項 目	回 答
1	公募説明書	P8 第3章 第4節 ①	長期包括運營業務委託業務の定義として、DBO 案件において特別目的会社(SPC)から発注される長期運營業務委託も含むものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	公募説明書	P8 第3章 第4節 ①	長期包括運營業務委託業務の実績として、代表企業が50%以上を出資する特別目的会社(SPC)として受託した実績を含むと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	公募説明書	P8 第3章 第4節 ②	会社実績に関して「長期包括運營業務委託業務」を連続して2年間以上実施していることが、参加会社の実績と明記されていますが、当社は全連続燃焼式焼却施設の運転実績はありませんが、今後の中途採用の中で、焼却設備の運転実績有資格者を中心に採用予定ですが、その採用者で当社の実績とみなすことは可能ですか。	公募説明書に示す実績を有することが条件となります。
4	公募説明書	P10 第4章 第1節 ③	資料の閲覧方法について、日程や予約方法などの詳細をご教示願います。	閲覧は、3月29日(水)までの期間とします。 予約方法は、事前に事務局に連絡の上、日程調整するものとします。
5	公募説明書	P10 第4章 第3節 参加資格確認申請書類の提出	参加資格申請書のファイリング、バインディング方式は特に指定が無く、P15 第6章提出書類作成要領でのご指示以外については、参加者の任意の形式での作成で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	公募説明書	P11 第4章 第4節 企画提案書類の提出	企画提案書のファイリング、バインディング方式は特に指定が無く、P15 第6章提出書類作成要領でのご指示以外については、参加者の任意の形式での作成で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	公募説明書	P14 第5章 第1節 参加資格確認申請書類及び第2節 企画提案書類	参加資格申請書及び企画提案書類の正本及び副本の表示につきまして、特にご指定は無く、第3者が見て判別できれば、表示の形式は参加者の任意の形式での作成で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

8	公募説明書	P14 第5章 第1節 参加資格確認申請書類	提出書類の納税証明書につき、参加者(代表企業)の当社所在の自治体発行のもので宜しいでしょうか。	当組合の構成市(鹿嶋市及び神栖市)の納税証明書を提出願います。 なお、構成市に納税義務がない場合は、納税義務がない旨を記載した書類を提出願います。
9	公募説明書	P14 第5章 第2節 企画提案書類	企画提案書類の提出時の梱包につきまして、特にご指定は無く、梱包方法は参加者の任意の形式での作成で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	公募説明書	P15 第6章 第1節 ③	A4版(A3版書類については A4版に折込み)・縦・横書き・片面・左綴じとして提出することとありますが、正・副共にファイル綴じ(二つ穴ファイル綴じ)でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	優先交渉権者 選定基準	P5 具体的な評価ポイント 運転管理等に関する経験者の配置に対する提案	運転管理等に関する経験者の配置に関する提案において、具体的な評価ポイントに、一般廃棄物の焼却熱を利用した電気事業に従事した経験を有する者の雇用に努めることとの記載がございますが、具体的に想定される地元施設などがございましたら、開示可能な範囲で詳細をご教示願います。	参加資格を有する旨の通知を受けた参加者のみに別途通知いたします。
12	優先交渉権者 選定基準	P5 第3章 評価項目	地元企業の定義は、鹿島地方事務組合構成市である鹿嶋市、神栖市に本社、本店、支店、営業所のある企業との認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	要求水準書	P3 第1章 第2節 1. 7)	設備・機材の貸与に関して、貴組合 HP に掲載の「新可燃ごみ処理施設整備事業発注仕様書」P2-73～75に記載されている【工具リスト(参考)】に基づき建設事業者より納入される工具類が含まれるとの理解で宜しいでしょうか。また工具リスト記載の工具類は基本的に納入され、それ以外に必要と考えられるものは乙にて準備するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	要求水準書	P5 第1章 第2節 1. 12)	物価変動リスクについては様式 10-11 において提示した経済指標をもとに補正を行うことを基本に、変動要素見直し時点から実際の委託費が支払われるまでに大幅に乖離が生じた場合には、甲と乙の協議により変動要素の見直しができるものとし、また、乙が合理的に説明できる見直しにかかる評価指標を提示した場合には、本指標を用いて補正を行うことができるとの理解ができ、その考えに基づいて負担するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

15	要求水準書	P5 第1章 第2節 1. 12)	不可抗力リスクに関して、基本的に貴組合と協議の上作成したマニュアルに従った運営をしていた場合には、負担はないものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。																																																																																		
16	要求水準書	P5 第1章 第2節 1. 12)	住民対応リスクに関して、基本的に貴組合と協議の上作成したマニュアルに従った運営をしていた場合には、負担はないものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。																																																																																		
17	要求水準書	P5 第1章 第2節 1. 12)	不適正ごみ混入リスクに関して、善管義務の則り、基本的に貴組合と協議の上作成したマニュアルに従った運営をしていた場合には、負担はないものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。																																																																																		
18	要求水準書	P6 第1章 第2節 5.	本業務実施場所及び周辺企業が行う行事に関して、現時点で決定しているものがございましたら、ご教示願います。	現段階で決定しているものではありませんが、必要に応じて柔軟な対応を求めたものです。																																																																																		
19	要求水準書	P10 第1章 第3節 2. 4) ⑥	焼却灰及び飛灰処理物の基準は、下表の●印のとおり資源化先に搬出する場合の基準との理解で宜しいでしょうか。また、放射能については、測定のみ実施するとの理解で宜しいでしょうか。	焼却灰、飛灰及び飛灰処理物の基準は、下記に示す内容を想定しています。																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">資源化先</th> <th colspan="2">資源化先持込不可時</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>焼却灰</th> <th>飛灰</th> <th>焼却灰</th> <th>飛灰処理物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">重金属類 溶出試験</td> <td>アルル水銀化合物</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>総水銀</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>カドミウム</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>鉛</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>六価クロム</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>ひ素</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>セレン</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>1,4ジオキサン</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>溶出試験</td> <td>フッ素</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ホウ素</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">含有量</td> <td>総水銀</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td colspan="2">放射能</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">測定のみ</td> </tr> </tbody> </table>							資源化先		資源化先持込不可時				焼却灰	飛灰	焼却灰	飛灰処理物	重金属類 溶出試験	アルル水銀化合物			●	●	総水銀			●	●	カドミウム			●	●	鉛			●	●	六価クロム			●	●	ひ素			●	●	セレン			●	●	1,4ジオキサン			●	●	溶出試験	フッ素			●	●		ホウ素			●	●	含有量	総水銀			●	●	ダイオキシン類			●	●	放射能				測定のみ	
		資源化先		資源化先持込不可時																																																																																		
		焼却灰	飛灰	焼却灰	飛灰処理物																																																																																	
重金属類 溶出試験	アルル水銀化合物			●	●																																																																																	
	総水銀			●	●																																																																																	
	カドミウム			●	●																																																																																	
	鉛			●	●																																																																																	
	六価クロム			●	●																																																																																	
	ひ素			●	●																																																																																	
	セレン			●	●																																																																																	
	1,4ジオキサン			●	●																																																																																	
	溶出試験	フッ素			●	●																																																																																
		ホウ素			●	●																																																																																
含有量	総水銀			●	●																																																																																	
	ダイオキシン類			●	●																																																																																	
放射能				測定のみ																																																																																		
20	要求水準書	P11 第1章 第4節 1.	搬入車両に関して、車種ごとの日平均と最大の計画台数をご教示願います。	車種ごとの日平均は、以下のとおりです。 中継車29台、収集車44台、直接搬入車127台。 1日当たりの最大計画台数は、以下のとおりです。 中継車29台、収集車44台、直接搬入車760台。																																																																																		
21	要求水準書	P11 第1章 第4節 4.	乙による重機の調達に関して、購入やリース等の調達方法は乙に一任するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。																																																																																		

22	要求水準書	P14 第3章 第1節 1. ②	対象地域の住民または事業者であることを確認する方法について、想定されているものをご教示願います。	免許証の確認を想定しています。
23	要求水準書	P14 第3章 第1節 2. 2)	受付時間の午前9時00分から午後4時00分までの間に、昼休み(12時00分～1時00分など)の有無についてご教示願います。	昼休みは想定していません。
24	要求水準書	P14 第3章 第1節 2.	受付時間外においても甲が事前に指示する場合は、受付業務を行うこととありますが、予定される年間予定をご提示と受付時間外については別途精算いただける考えでよろしいでしょうか。	受付時間外については、収集車両及び中継車が渋滞等で遅れることを想定しているため、別途精算は見込んでいません。 なお、上記の想定が頻繁に生じた場合は協議によるものとします。ただし、本組合が計画的に時間外に搬入することが明確な場合は、ご理解のとおりとします。
25	要求水準書	P15 第3章 第1節 5. 2)	中継車については、中継施設で不適物が除去されているとの理解で宜しいでしょうか。また中継車両にて持込される不適物の責任所掌は貴組合になるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、中継車両から不適物として回収された廃棄物についての取り扱いは要求水準書とおりとします。
26	要求水準書	P16 第3章 第2節 1. ②	磁気カードを発行し登録している事業者に対しての出納業務も乙側で実施することでしょうか。(業者毎の集計⇒請求⇒入金⇒全ての業者からの入金確認⇒甲が指定する金融機関への振込)	ご理解のとおりです。
27	要求水準書	P16 第3章 第2節 1. ⑧	甲の財務会計規則を遵守するとの記載がございますので、財務会計規則をご教示願います。	財務会計規則については、下記のアドレスをご確認下さい。 http://www.kcj.or.jp/reiki/reiki_int/reiki_honbun/r216RG00010074.html
28	要求水準書	P16 第3章 第2節 1. ②	乙が搬入者に対して、後納制度利用者については、請求書を送付するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	要求水準書	P16 第3章 第2節 1. ③	請求書を送付した搬入者は、貴組合指定の口座に直接振り込むとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	要求水準書	P16 第3章 第2節 1. ③	磁気カードでの数量把握による後日請求(後納扱い)分については甲が納付書を発送するとありますが、納付先は甲指定の金融機関との理解でよろしいでしょうか。また、乙が督促状を発行ことになっていますが、この場合、乙は直接納付状況を確認できないので定期的に甲に納付状況を確認することによろしいでしょうかご教示願います。	ご理解のとおりです。

31	要求水準書	P16 第3章 第2節 1. ⑤	乙は定期的に事業者等が収納した処理料金を把握することとの記載がございますが、事業者(=乙)以外に処理料金を収納する者がいるとの理解で宜しいでしょうか。また定期的に把握とは、P16 4.報告①に記載の報告のことを指すとの理解で宜しいでしょうか。	本事項については、「事業者等から収納した」と読み替え願います。 「定期的に把握」に関する認識は、ご理解のとおりです。
32	要求水準書	P16 第3章 第2節 1. ⑦	貴組合が督促状を発送しても支払がされない場合は、以降は貴組合にて督促対応されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	要求水準書	P18 第4章 第1節 6.	処理困難物の費用負担が乙となっておりますが、P5 の不適正ごみ混入リスクにおいて、乙は△で帰責事由に応じて負担との記載より、善管義務を果たしマニュアルに基づき業務を遂行したにも関わらず発見された処理困難物の処理費用については、貴組合負担との理解で宜しいでしょうか。また一般廃棄物として搬入されたものを民間が処理して問題ないでしょうか。 なお参考までに、現状の処理不適物の種類、各処理不適物の混入量、搬入量に対する割合をご教示願います。併せて、不適物搬入量の持込禁止について、貴組合より行政として市民の皆様へ周知徹底いただけるとの認識で宜しいでしょうか。	要求水準書 P5 のリスク分担は損害賠償を伴う事象(処理困難物が混入したことによる施設への損害など)を想定したものです。 そのため、要求水準書に示すとおりの内容としてください。 なお、現段階で処理不適物の混入量等は把握できませんが、広報等により不適物の持込禁止を市民啓発する方針としています。
34	要求水準書	P18 第4章 第1節 6.	処理困難物の費用負担が乙となっておりますが、P20 第4章第2節3.有価物の対象に記載されている有価物対象物が含まれている場合は、有価物として処理しても良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。

35	要求水準書	P19 第4章 第2節 1.	<p>各種定期分析項目については、資源化先持込事と持込不可時の2つのケースで、焼却灰、飛灰、飛灰処理物それぞれにおいて、以下●印の項目、頻度との理解で宜しいでしょうか。</p> <table border="1" data-bbox="763 296 1384 730"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">資源化先持込時</th> <th colspan="3">資源化先持込不可時</th> </tr> <tr> <th>焼却灰</th> <th>頻度</th> <th>飛灰</th> <th>焼却灰</th> <th>飛灰処理物</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱灼減量</td> <td>●</td> <td>1回/月</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">重金属類 溶出試験</td> <td>アルキル水銀化合物</td> <td>●</td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> <td rowspan="7">1回/年 以上</td> </tr> <tr> <td>総水銀</td> <td>●</td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>カドミウム</td> <td>●</td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>鉛</td> <td>●</td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>六価クロム</td> <td>●</td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>ひ素</td> <td>●</td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>セレン</td> <td>●</td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>1.4ジオキサン</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">溶出試験</td> <td>フッ素</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホウ素</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">含有量</td> <td>総水銀</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>●</td> <td>1回/年以上</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射能</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>測定のみ</td> </tr> </tbody> </table>		資源化先持込時			資源化先持込不可時			焼却灰	頻度	飛灰	焼却灰	飛灰処理物	頻度	熱灼減量	●	1回/月		●			重金属類 溶出試験	アルキル水銀化合物	●		●	●	1回/年 以上	総水銀	●		●	●	カドミウム	●		●	●	鉛	●		●	●	六価クロム	●		●	●	ひ素	●		●	●	セレン	●		●	●	1.4ジオキサン	●			●	●	溶出試験	フッ素				●		ホウ素				●		含有量	総水銀			●	●		ダイオキシン類	●	1回/年以上	●	●		放射能						測定のみ	<p>焼却灰、飛灰及び飛灰処理物の分析頻度は、下記に示す内容を想定しています。</p> <table border="1" data-bbox="1413 296 2051 660"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>焼却灰</th> <th>飛灰</th> <th>飛灰処理物※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱しゃく減量</td> <td>1回/月</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">重金属類 溶出試験</td> <td rowspan="10">1回/年 以上</td> <td></td> <td rowspan="10">1回/年 以上※2</td> </tr> <tr> <td>アルキル水銀化合物</td> </tr> <tr> <td>総水銀</td> </tr> <tr> <td>カドミウム</td> </tr> <tr> <td>鉛</td> </tr> <tr> <td>六価クロム</td> </tr> <tr> <td>ひ素</td> </tr> <tr> <td>セレン</td> </tr> <tr> <td>1.4ジオキサン</td> </tr> <tr> <td>溶出試験</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">含有量</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総水銀</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td></td> <td>1回/年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射能</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:飛灰処理物はキレート処理した飛灰を意味します。 ※2:資源化先が持込不可であった場合に実施することを意味します。</p>	項目	焼却灰	飛灰	飛灰処理物※1	熱しゃく減量	1回/月			重金属類 溶出試験	1回/年 以上		1回/年 以上※2	アルキル水銀化合物	総水銀	カドミウム	鉛	六価クロム	ひ素	セレン	1.4ジオキサン	溶出試験			含有量				総水銀			ダイオキシン類		1回/年		放射能			
	資源化先持込時				資源化先持込不可時																																																																																																																																					
	焼却灰	頻度	飛灰	焼却灰	飛灰処理物	頻度																																																																																																																																				
熱灼減量	●	1回/月		●																																																																																																																																						
重金属類 溶出試験	アルキル水銀化合物	●		●	●	1回/年 以上																																																																																																																																				
	総水銀	●		●	●																																																																																																																																					
	カドミウム	●		●	●																																																																																																																																					
	鉛	●		●	●																																																																																																																																					
	六価クロム	●		●	●																																																																																																																																					
	ひ素	●		●	●																																																																																																																																					
	セレン	●		●	●																																																																																																																																					
1.4ジオキサン	●			●	●																																																																																																																																					
溶出試験	フッ素				●																																																																																																																																					
	ホウ素				●																																																																																																																																					
含有量	総水銀			●	●																																																																																																																																					
	ダイオキシン類	●	1回/年以上	●	●																																																																																																																																					
放射能						測定のみ																																																																																																																																				
項目	焼却灰	飛灰	飛灰処理物※1																																																																																																																																							
熱しゃく減量	1回/月																																																																																																																																									
重金属類 溶出試験	1回/年 以上		1回/年 以上※2																																																																																																																																							
		アルキル水銀化合物																																																																																																																																								
		総水銀																																																																																																																																								
		カドミウム																																																																																																																																								
		鉛																																																																																																																																								
		六価クロム																																																																																																																																								
		ひ素																																																																																																																																								
		セレン																																																																																																																																								
		1.4ジオキサン																																																																																																																																								
		溶出試験																																																																																																																																								
含有量																																																																																																																																										
	総水銀																																																																																																																																									
ダイオキシン類		1回/年																																																																																																																																								
放射能																																																																																																																																										
36	要求水準書	P19 第4章 第2節 1.	<p>臭気指数について1回/年以上の測定との記載がございますが、P7～10 の性能保証事項に臭気指数の記載がないことから、記載の頻度で測定のみ実施するとの理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>																																																																																																																																						
37	要求水準書	P20 第4章 第2節 2. ①	<p>搬出時の作業補助を行うこととありますが、代表的な作業についてご教示願います。</p>	<p>灰搬出車両の誘導などを想定しています。</p>																																																																																																																																						
38	要求水準書	P20 第4章 第2節 2. ②	<p>処理不適物は、P18 の処理困難物と同義と捉えるとの理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>																																																																																																																																						

39	要求水準書	P20 第4章 第2節 2. ②	処理不適物の費用負担が乙となっておりますが、P5 の不適正ごみ混入リスクにおいて、乙は△で帰責事由に応じて負担との記載より、善管義務を果たしマニュアルに基づき業務を遂行したにも関わらず発見された処理困難物の処理費用については、貴組合負担との理解で宜しいでしょうか。また一般廃棄物として搬入されたものを民間が処理して問題ないでしょうか。 なお参考までに、現状の処理不適物の種類、各処理不適物の混入量、搬入量に対する割合をご教示願います。 併せて、不適物搬入量の持込禁止について、貴組合より行政として市民の皆様へ周知徹底いただけるとの認識で宜しいでしょうか。	No33 を参照願います。
40	要求水準書	P29 第9章 第1節	植栽及び草刈り等の範囲は添付図に示す範囲とありますが、添付図は他の資料同様に閲覧できるものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	要求水準書	P29 第9章 第2節 1.	同一敷地外で火災が発生した場合の対応について記載がございしますが、同一敷地外は本施設敷地外と読み替え、周辺施設における火災発生時の対応についての記載との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	要求水準書	P29 第9章 第3節	見学者対応について、本施設への見学予定者(小学校などの団体数、人数)などご教示願います。併せて過去の見学者実績(月別の団体数、人数)や、見学日時についてご提示願います。	主な見学者は、構成市の小学校を想定願います。 過去の実績ですが、平成28年度から30年度の3年間で、年間の最大見学団体数が29団体、1日当たり最大見学者数が135名となります。
43	要求水準書	P29 第9章 第4節	住民等との各種協定を十分に理解把握した上で運営を行うよう記載がございしますが、住民等と締結された(または今後締結予定の)各種協定の種類と内容をご教示願います。	現段階では住民と締結している協定はありませんが、必要に応じて柔軟な対応を求めたものです。
44	要求水準書	P34 第12章 第1節	表に記載されている大規模修繕工事の項目に関して、想定している追加対象機器があれば、様式10-3に追加、明示してもよろしいでしょうか。	本表に関する内容を様式10-3に記載することは可能としますが、本件以外の項目については不可とします。
45	業務委託契約書 (案)	P4 第3章 第14条 2	処理不適物の費用負担が乙となっておりますが、善管義務を果たしマニュアルに基づき業務を遂行したにも関わらず発見された処理困難物の処理費用については、貴組合負担との理解で宜しいでしょうか。また一般廃棄物として搬入されたものを民間が処理して問題ないでしょうか。	No33 を参照願います。

46	業務委託契約書 (案)	P4 第3章 第15条 1	「乙は、徴収の都度、搬入者に対し、領収書を発行し、甲に領収書の控えを提出しなければならない」とありますが、甲に領収書の控えの提出は、別途定める方法で領収書の控えを提出することでもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	業務委託契約書 (案)	P9 第6章 第32条2	20年間の委託費総額に対する保証とする場合は、保証料が高額となるため、長期包括運營業務委託契約で一般的である、単年度の委託料の100分の10以上を対象額として各事業年度ごとに付保することとさせていただきますようお願い申し上げます。	ご理解のとおりです。
48	業務委託契約書 (案)	P11 第6章 第39条 6	乖離請求期間は、令和6年4月から令和7年3月31日までとありますが、建設事業者の保証期間項目については、保証期間まで乖離請求できるものと考えてもよろしいでしょうか。また、運営期間中に新たな乖離が発生した場合には、都度甲と乙にて協議を実施するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	業務委託契約書 (案)	P12 第8章 第45条	性能未達の場合の逸失利益の賠償額については、委託費の減額と同様に、各年度の運営固定費の50%が最大との理解で宜しいでしょうか。	第45条における逸失利益の賠償額については上限額を設けていません。
50	業務委託契約書 (案)	P12 第8章 第46条2	不可抗力による災害応急対策又は災害復旧に関する工事等における損害合計額については、乙の負担にならないものとの理解で宜しいでしょうか。	不可抗力に対する対応については、第5条第3に示すとおり、対処方法、費用の負担、契約の継続等について協議を行うとしており、本協議が整わなければ第46条2を適用します。
51	業務委託契約書 (案)	P13 第8章 第49条 2 (4)	(1)～(3)に該当するもの以外の法令変更に関して乙の負担との記載がありますが、要求水準書P5第2節1項12)損害賠償に示されている分担に従うとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	業務委託契約書 (案)	P18 第10章 第62条 4	乙と異なる事業者への引継ぎに関する支援の協力については、事業期間外又は、要求水準の3か月を超える場合の教育支援のための人件費などについては別途清算できるものとして考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	様式10-2 ～10-6	記載方法	各様式の合計欄の下に平準化した金額を記載する欄を設けてもよろしいでしょうか。また、その平準化した金額を様式10-1に展開することでもよろしいでしょうか。	原則として現在の様式を使用願います。ただし、年度間の費用を明確化した上で、固定費を平準化する場合は、提案を認めるものとします。
54	様式10-8	開業費	様式10-8の開業費(令和5年度)は、様式10-9の令和6年度に含めることでもよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。

55	様式 10-2-1,2 10-5-1,2、 10-6	金額の単位	各様式の金額の単位で明示がないものは、1 円単位の表示に統一することによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	様式 10-11	評価指標	改訂指数について、本様式にて参加者から提案することは可能との理解で宜しいでしょうか。	原則として本組合が提示した内容での提案は必要とします。 ただし、提案がある場合は、本組合にとって有益となる提案理由を明示した場合はこの限りではありません。
57	様式 10-11	評価指標	各費目の評価指数の空欄部には、希望する改訂指数を記入するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	様式 10-11	評価指標	加重比率とは、各費目に関して、固定費、変動費それぞれにおける金額割合を記載するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。